

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 10 月から同年 12 月まで

私は、昭和 63 年 9 月に勤務していた会社を退職し、A 市 B 区 C 支所（現在は、A 市 D 区役所）で国民年金の加入手続を行った。そのときの記録が、現在所持している年金手帳に記載されている。当時、居住地近くの郵便局で申立期間の保険料を納付しているはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間である上、申立人は、オンライン記録によると、申立期間を除き、国民年金保険料の未納は無く、国民年金と厚生年金保険との種別変更手続等が適切に行われていることも確認できることから、申立人の年金制度に対する意識の高さがうかがえる。

また、A 市 B 区によると、申立人が国民年金の加入手続を行ったとする同区 C 支所は、申立期間当時設置されており、申立人が所持している年金手帳に、昭和 63 年 10 月に同支所で国民年金の加入手続を行った記録が残っていることから、その際に、申立人に対し、保険料を納付するための納付書が発行された可能性が高い。

さらに、申立人は、当時、居住地近くの E 郵便局（当時）の窓口で申立期間の保険料を納付したことを申述しているところ、その記憶は具体的である上、当時、同郵便局において、現年度分の保険料の収納が行われていたことは、A 市の資料（A 市国民年金事業のあゆみ）により確認でき、申立人の申述と一致する。

加えて、申立人は、申立期間の前後を通じて夫の職業に変更は無く、生

活状況は安定していたと申述していることから、申立期間の保険料が未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成17年9月1日から18年6月1日までの期間に係る標準報酬月額記録は、事後訂正の結果19万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の18万円とされている。しかしながら、事業主は、当該期間について、同法第81条の2の規定に基づく保険料免除に係る申出を行ったと認められ、これにより当該期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、当該期間に係る標準報酬月額記録を19万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年9月1日から19年9月1日まで

申立期間における標準報酬月額については、当時の社会保険事務担当者の事務過誤であったとして、事業所から平成17年度及び18年度の算定基礎届の訂正届を提出してもらい、記録上は訂正されたが、保険料徴収権の時効による消滅を理由として、年金額に反映されない記録となっている。当該期間における標準報酬月額について、年金額に反映される記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間のうち平成17年9月1日から19年1月1日までの期間に係る標準報酬月額は、当初18万円と記録されていたが、その後、事業主が平成17年度の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届における事務手続に誤りがあったとして、同年度及び18年度の算定基礎届に係る訂正届を年金事務所に提出したことにより、当該期間に係る保険料の徴収権が、時効により消滅した後の23年9月8日に19万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとされている。このことから、年金額の計算の基礎となる標

標準報酬月額、当該訂正後の標準報酬月額（19万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（18万円）となっている。

一方、当時の厚生年金保険法では、その第81条の2及び関係法令により、被保険者が育児休業制度を利用する場合には、事業主の申出により、当該申出をした日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る厚生年金保険料を免除し、当該免除期間を被保険者期間として算入する旨規定されているところ、オンライン記録により、申立人の申立期間に係る育児休業期間中の保険料免除期間は、平成17年8月から18年5月までであることが確認できる。

また、厚生年金保険法第81条の2に基づき、事業主により、保険料の免除の申出があった場合には、育児休業期間中の標準報酬月額に係る保険料については徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に当該期間の正しい標準報酬月額の届出が行われておらず、同法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準報酬月額であっても、正しい標準報酬月額を基に年金額の計算をすべきものと考えられる。

さらに、A社から提出された平成17年4月から同年6月までの申立人に係る出勤簿及び給与明細書によると、申立人の標準報酬月額の決定の基礎となる報酬月額は19万円になることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間のうち、上記育児休業期間中の保険料免除期間に該当する平成17年9月から18年5月までに係る標準報酬月額については、19万円に訂正することが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成18年6月1日から19年9月1日までの期間については、前述のとおり、当時の厚生年金保険法第81条の2等に基づく申立人に係る育児休業期間中の保険料免除及び被保険者期間算入の適用期間（平成17年8月から18年5月まで）外の期間であることから、当該期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき判断することとなるが、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

また、申立期間のうち、平成18年6月1日から19年1月1日までの期間については、A社から提出された給与明細書により、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額（18万円）と一致していることが確認できる。

さらに、申立期間のうち、平成19年1月1日から同年9月1日までの期間については、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、同

年1月1日から減額改定されていることが確認できるところ、当該標準報酬月額の改定については、A社から提出された申立人の出勤簿及び給与明細書により、申立人は育児休業期間終了後に職場復帰しているものの、育児時間の取得により勤務時間が短縮され、給与が減額されているという事実に基づくものであったことが確認できる。

加えて、前述の給与明細書により、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額（16万円）と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成18年6月1日から19年9月1日までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成4年10月28日であると認められることから、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成4年10月28日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における上記訂正後の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、平成4年10月及び同年11月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月31日から5年1月1日まで
A社において、平成4年6月1日から5年1月1日まで継続して勤務していたが、4年7月31日以降の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の申立期間のうち、平成4年7月31日から同年10月28日までの期間について、同僚の証言及び雇用保険の加入記録により、申立人がA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は平成4年7月31日と記録されているところ、当該処理は同事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成4年7月31日）以降の同年10月28日付けで、遡って行われていることが確認できる。

さらに、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった多数の

従業員についても、同事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日以降に遡及して資格喪失日の入力処理が行われている。

加えて、オンライン記録によると、当該事業所は、平成4年7月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、当該期間については、商業登記簿において同事業所は法人格を有しており、厚生年金保険法に定める適用事業所であったと認められることから、同日に適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成4年7月31日に当該事業所において資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該喪失処理が行われた日から判断して、同年10月28日であると認められる。

なお、申立人の申立期間のうち、平成4年7月31日から同年10月28日までの期間に係る標準報酬月額は、申立人に係る当該事業所における当該喪失処理前の記録から30万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、平成4年10月28日から同年12月1日までの期間については、同僚の証言及び雇用保険の加入記録により、申立人がA社に継続して勤務していたことが認められる上、申立人と同様に同年11月30日まで雇用保険の加入記録がある複数の同僚が所持する給与明細書において、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていることから判断すると、申立人についても、当該期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、前述のとおり、当該事業所は、平成4年7月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、当該期間においても、商業登記簿により、同事業所は法人格を有していることが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所であったと認められる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た平成4年10月の定時決定の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る平成4年10月及び同年11月の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなる処理を同年10月28日に行っていることから、社会保険事務所は申立人に係る同年10月及び同年11月の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間のうち、平成4年12月1日から5年1月1日までの期間については、同僚に聴取したものの、申立人が当該事業所に勤務していたとの供述を得ることができず、厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる資料が無いことから、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年3月1日から同年9月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額より低額であることが分かった。実際に支給された給与額に基づく適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立人の申立期間の標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初30万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成10年9月1日）の後の平成10年9月14日付けで、同年3月1日に遡って9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、申立人から提出された給与明細書によると、申立期間において標準報酬月額30万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていたことが確認できる。

また、複数の同僚についても、申立人と同様に平成10年9月14日付けで、標準報酬月額を9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

さらに、当該事業所の事業主は「当社は平成7年頃から経営不振に陥り、厚生年金保険料の滞納と解消を繰り返していた。10年頃に滞納額が大きくなったので社会保険事務所に相談したところ、社会保険の一時脱退と標準報酬月額の引下げを提案され、経理を担当していた私の妻がその提案に従って事務処理を行った。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、平成10年9月14日付けで行われた前述の減額処理は事実即したものと考えることは難しく、社会保険事務所が行った当

該処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間における標準報酬月額は、当該処理が行われる前の記録である 30 万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成18年2月から同年4月までは28万円、同年5月から同年9月までは30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年2月1日から同年10月1日まで

A社で勤務した期間のうち、当初、育児休業期間として申し出ていた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額の記録が無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行い、申立期間の記録は訂正されたが、年金の給付に反映されない記録となっている。申立期間の保険料が給与から控除されていたので、年金給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社から提出された「育児休業の期間短縮並びに復職願」及び同社への照会結果により、申立人は、平成17年12月3日から18年10月6日まで育児休業を取得する予定であり、厚生年金保険料の免除期間であったところ、同年1月31日をもって当該育児休業を終了し、同社に復職したことが確認できる。

また、当該事業所の回答及びオンライン記録によると、申立人が復職した際に、同事業所は社会保険事務所（当時）に対して、健康保険厚生年金保険育児休業等取得者終了届を提出しておらず、復職日から2年以上

経過した平成 23 年 11 月 14 日に当該届出を年金事務所に提出したため、申立期間が厚生年金保険法第 75 条本文の規定に基づき、年金額の計算の基礎とならない期間とされている。

しかしながら、当該事業所から提出された科目別支給台帳によると、申立人は、平成 18 年 2 月から同年 9 月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間の標準報酬月額については、科目別支給台帳において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、平成 18 年 2 月から同年 4 月までは 28 万円、同年 5 月から同年 9 月までは 30 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人が職務に復帰した際に、申立人に係る厚生年金保険育児休業等取得者終了届を提出しておらず、当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該期間の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から59年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から59年2月まで

私が、20歳になったときに、母が私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していた。私が厚生年金保険に加入した際、母から「国民年金に任意加入して無駄なことをした。」と言われたことを記憶している。母が他界後、父に私の年金手帳のことを聞いたところ、「あつたのは知っている。見たこともある。」と言われたので、母が保険料を納付したことは間違いない。申立期間が国民年金に未加入とされ、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付するためには、国民年金に加入し国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、申立人に対して手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

また、申立人は、その母親が申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立人の母親は既に他界しており、当時の保険料の納付状況等を確認することができない上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、年金手帳を見た記憶も無いと申述していることから、申立期間当時の申立人の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 2 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 2 月から 43 年 3 月まで

20 歳になったときに国民年金に加入するとともに、保険料は、祖母が婦人会の国民年金保険料の集金人に定期的(3 か月ごと)に納付していたはずである。また、再発行された国民年金手帳に記載されている資格取得日が昭和 38 年*月*日となっていることから、保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になったときに国民年金に加入するとともに、祖母が婦人会の国民年金保険料の集金人に定期的に申立期間の保険料を納付していたはずであり、また、国民年金手帳に記載されている被保険者資格取得日が昭和 38 年*月*日となっていることから、当該期間の保険料を納付していたはずであると主張している。

しかし、その祖母は既に他界していること、及び婦人会の集金人も所在が不明であることから、当時の状況を聴取することができないため、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明であるものの、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は、昭和 41 年 9 月に A 市において払い出されていることが確認でき、この時点で、申立人が 20 歳となった 38 年*月まで遡って被保険者資格を取得しているものと推認できることから、当該年金手帳の資格取得年月日をもって保険料を納付したとは認め難い。

また、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和 41 年 9 月の時点では、申立期間の一部の期間は時効により保険料を納付することができない上、申立期間のうちの同年 3 月までの保険料は過年度保険料となり、通常、集金では納付することはできない。

さらに、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当た

らない。

加えて、A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿においても、申立期間の保険料は未納とされている上、その記載内容に不自然な点は見当たらない。

その上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月 1 日から 46 年 10 月 1 日まで
A 社（現在は、B 社）に勤務していた期間のうち、昭和 39 年 8 月 1 日から 46 年 10 月 1 日までの期間が空白となっている。申立期間についても継続して勤務していたので厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において A 社に勤務していたことは、勤務期間の特定はできないものの、複数の同僚の証言により推認できる。

しかしながら、B 社に照会したところ、当時の資料は保管しておらず、申立人の申立期間当時の厚生年金保険の適用状況等について確認することができない旨の回答であった上、申立期間当時の事業主の妻は「申立人は申立期間当時、C 職で歩合給制の従業員であった。歩合給制の従業員については、厚生年金保険に加入させていなかった。」と証言している。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和 39 年 8 月 1 日に被保険者資格を喪失し、46 年 10 月 1 日に当該事業所において新たに健康保険整理番号が付番され、被保険者資格を再取得していることが確認できる。

さらに、申立期間において健康保険整理番号に欠番は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 8 月から 48 年 2 月まで
昭和 46 年 8 月から 48 年 2 月までの間、A社に勤務していたが厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 45 年 5 月にそれまで勤務していたA社を一旦退職し、その後、申立期間において同社に再度勤務していたと申述している。

しかしながら、当該事業所の総務担当者によると「当時のことを知る社員もおらず、また資料も無いことから、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できない。」と回答しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

また、申立期間当時、当該事業所に在籍していた同僚4人に照会したところ、1人は「申立人は当該事業所に復職した。」と証言しているものの、勤務期間については覚えていないとしている上、残りの3人は「復職したことは知らない。」又は「申立人のことを覚えていない。」と証言しているなど、申立人の申立期間における勤務実態について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間において、国民年金に加入していた記憶は無いと申述しているものの、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳によると、昭和 45 年 6 月に当該事業所を退職後、63 年 9 月に厚生年金保険に加入するまでの間、申立期間を含め漏れなく国民年金保険料が納付されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

群馬厚生年金 事案 1449 (事案 797 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 3 月 1 日から 63 年 11 月 1 日まで
申立期間についてはA社に勤務し厚生年金保険に加入していた。当時の事情は、同社の元事業主に聴取すれば全て明確になるはずなので再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 複数の元同僚の証言から、申立人が申立期間当時、A社に勤務していたことはうかがえるものの、同社の元事業主からは証言が得られず、関連資料の提供も受けられない上、元同僚からも申立人の勤務期間や勤務実態に関する証言を得ることができないこと、ii) 申立人が名前を挙げた二人の同僚については、オンライン記録からは厚生年金保険被保険者としての加入記録は確認できず、当該事業所は全ての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれること、iii) 申立人は、B市の国民年金被保険者名簿及び国民健康保険の記録により、申立期間において、国民年金及び国民健康保険に加入していたことが確認できる上、国民年金保険料の納付に関し、同市による2回の戸別訪問を受け、昭和58年4月に戸別訪問があった後の昭和58年度及び59年度は申請免除の記録があること、及び63年3月に2回目の戸別訪問があった後に保険料の過年度納付をしたことが確認できるなど、申立内容と整合しない記録が残っていることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成22年7月28日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の再申立てにおいても当初の申立てと同様の主張をするものの、当該事業所の元事業主は「申立人は当社に勤務していたが、厚生

年金保険への加入や保険料の控除を行ったかどうかについては不明である。」と回答しており、このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。